

## 船舶事故調査報告書

平成27年12月17日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成27年7月20日 04時00分ごろ～04時53分ごろの間）
発生場所	不明（宮城県東松島市宮戸島 <sup>かやの</sup> 萱野埼北西方）
事故の概要	漁船須賀丸は、船長が揚網機に巻き込まれて死亡した。
事故調査の経過	平成27年7月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 須賀丸、1.1トン MG3-30551（漁船登録番号）、個人所有 7.02m (Lr) × 1.90m × 0.72m、FRP ガソリン機関、60kW（動力漁船登録票による）、昭和63年10月25日
乗組員等に関する情報	船長 男性 77歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月28日 免許証交付日 平成27年7月14日 （平成33年5月22日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風 ほとんどなし 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長（以下「本船船長」という。）が1人で乗り組み、刺し網を揚げるため、平成27年7月20日04時00分ごろ自宅を出て、宮城県東松島市室浜漁港を出港した。 僚船（以下「僚船A」という。）の船長は、自身の刺し網を揚げるため漁場に向かう途中、別の僚船（以下「僚船B」という。）と会合したところ、僚船Bの船長から本船が旋回を続けていると聞き、04時53分ごろ、本船に接舷して刺し網の揚網機に左腕から巻き込まれている本船船長を発見した。 僚船Aの船長は、自身の船では本船をえい航できなかったため、僚

	<p>船Bに本船の室浜漁港へのえい航を依頼し、室浜漁港へ帰港した後、救急車を要請した。</p> <p>本船船長は、救急車で病院に搬送されて死亡が確認され、<sup>けいずい</sup>頸髄損傷の疑いと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 揚網機 参照)</p>
その他の事項	<p>本船は、和船型であり、船首部に舵輪及び主機操縦レバーが、その左舷側に揚網機がそれぞれ設置されていた。</p> <p>本船は、僚船Aの船長により、主機が微速力前進にかかっており、揚網機が巻揚の状態、海中に漁網が残っていることを確認された。</p> <p>本船船長は、合羽の上下を着用し、長靴を履いていた。</p> <p>僚船Bの船長は、自身も刺し網漁を行っているが、揚網機に衣服等が引っ掛かるところはなく、左手を巻き込まれても右手は発停スイッチに届くので、本船船長が、網に掛けた左手が網の目に絡まり、スイッチに手を延ばす間もなく瞬時に巻き込まれたものと思った。</p> <p>本船船長の家族は、本船船長は、体調が良好で、ふだんと変わった様子はなかったと思った。</p> <p>本船船長の家族は、医師から、本船船長が、首の骨が折れたことにより頸髄が損傷し、神経が麻痺して心拍が停止したか、あるいは、巻き込まれた際に強い衝撃を頸部に受けたことで心拍が停止したのではないかと説明を受けた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 <p>船長は、頸髄損傷の疑いにより死亡した。</p> <p>本船は、本船船長が1人で乗り組み、04時00分ごろ自宅を出て室浜漁港を出港後、04時53分ごろ萱野埼北西方において、本船船長が揚網機に巻き込まれた状態で発見されたことから、この間において、刺し網の揚網作業中、本船船長が揚網機に巻き込まれて死亡したものと考えられるが、死亡するに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、刺し網漁の揚網作業中、本船船長が揚網機に巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人乗り漁船では、揚網機に身体等が巻き込まれた際に、揚網機を自動停止させる装置等を備えることが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

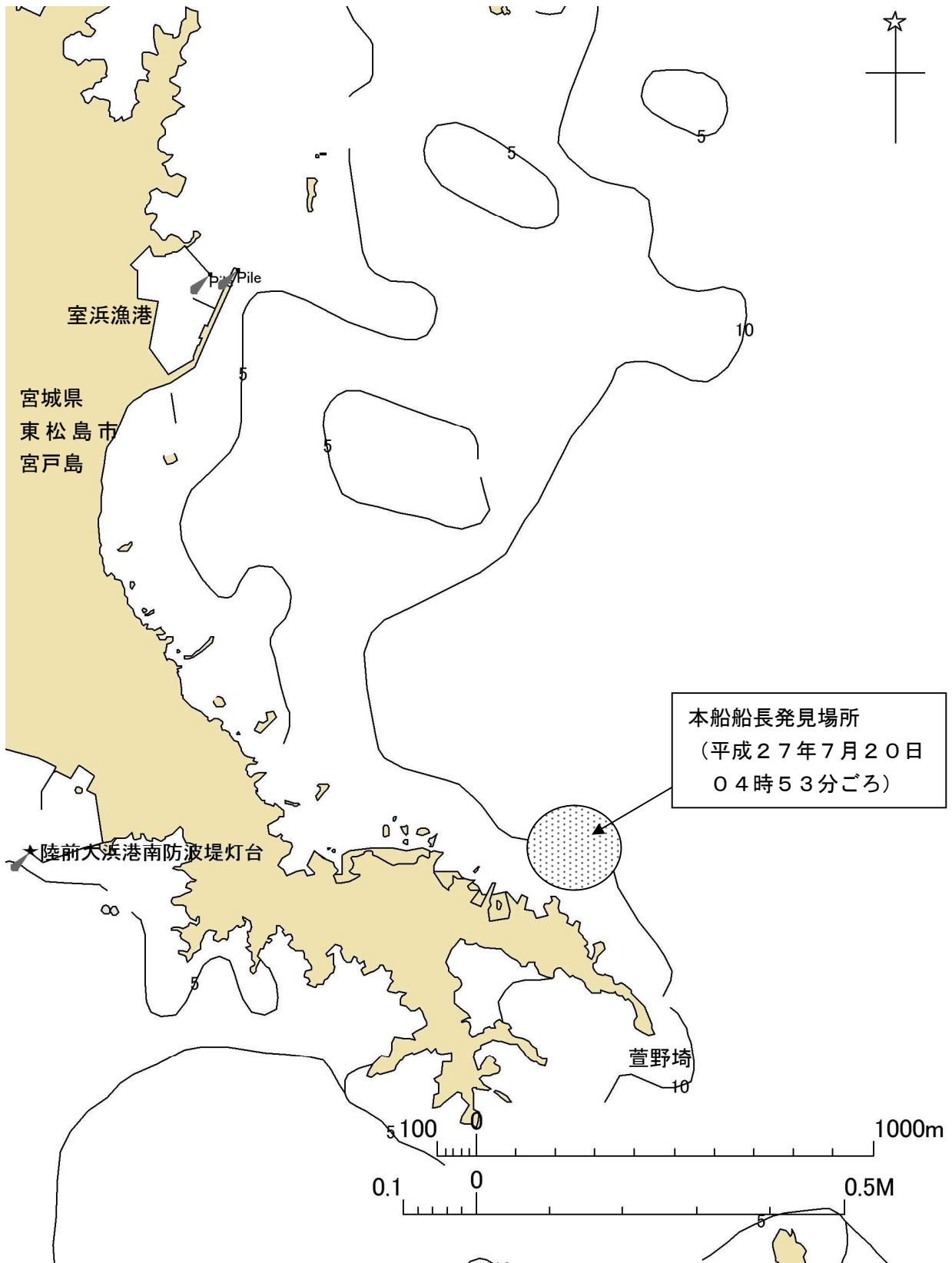


写真1 本船



写真2 揚網機

